

# 必履修科目未履修に関する研究

— 「未履修問題」を扱う新聞記事の分析を通して—

松 原 悠

## 1. 問題の所在と研究の目的

必履修科目とは、高等学校学習指導要領が定める、すべての高等学校生が履修する科目のことである。しかし2006年、必履修科目を履修しないまま卒業する見込みとなっていた高等学校3年生の割合が9.0%に及ぶことが、「高等学校必履修科目未履修問題」（以下、「未履修問題」）の発生により明らかになった。「未履修問題」は、北日本新聞社が2006年10月24日付朝刊で「高岡南高 必修・世界史授業せず 昨年度の一部2年生 受験対策で生徒要望」を報じたことによって、富山県立高岡南高等学校において当時の学習指導要領が定めた必履修科目が履修されていないことが明らかになったことに端を発する(笹谷, 2007)。続く報道各社の調査により同様の高等学校生の存在が全国的に次々と明らかになり、これを受けて文部科学省が本格的な調査を開始し、対応策が国会でも検討されるに至った。必履修科目を定める学習指導要領と教育現場の実際が噛み合っていない、必履修科目未履修という文字通りの不具合が生じている事実が、報道によって端的に示されたのである。

佐々木(2007)は、必履修科目未履修の一つの事例である「未履修問題」の教育課程編成上の問題として、「(特に私立学校における) 受験重視のカリキュラム」、「地域性」、「高等学校の固有の問題性」、「学習指導要領への疑問」、「地歴科カリキュラムの問題」、「大学側の問題(大学入試)」、「教育委員会の監督能力」、「学校制度の矛盾」の8項目を挙げている。しかし、必履修科目未履修とは何かについて明らかにする先行研究は見当たらない。

そこで本研究は、報道によって示された「未履修問題」が孕む多様な問題性を考察することで、必履修科目未履修とは何か、特にその問題性について明らかにすることを目的とする。

本研究では、2006年10月24日に端を発する広域の高等学校における必履修科目未履修の判明と、それが社会に与えた影響を「未履修問題」と呼称する。

## 2. 研究の課題と研究の方法

既述の目的を達成するため、次の課題1~2を設定する。課題1では、必履修科目未履修とは何かと「未履修問題」の経緯を、高等学校学習指導要領と教育課程に関する文献により整理する。課題2では、「未履修問題」発生当時(2006年10月~2007年3月)において「未履修問題」を扱う主要3紙(読売新聞、朝日新聞、毎日新聞)の新聞記事の全てを対象として、佐々木(2007)が指摘する「未履修問題」の問題性に修正を加えた分類項目によって分類し、その結果を分析することで必履修科目未履修の問題性を明らかにする。

### 3. 論文の構成

- 第1章 研究の枠組み
- 第2章 必履修科目未履修と「未履修問題」
- 第3章 「未履修問題」を扱う新聞記事の分析
- 第4章 結論と今後の課題

### 4. 概要

第1章では問題の所在と研究の目的、研究の課題と研究の方法、先行研究の検討、論文の構成について述べた。

第2章では課題1に取り組み、必履修科目未履修とは、高等学校における「すべての生徒に履修させる各（教科・）科目」を生徒が履修していない状態を指すということを明らかにした。この状態では、生徒にとって卒業できない可能性が生じる、受験する生徒にとって受験に支障が出るという一時的な不利益も生じるが、学習者にとって学習指導要領で保障されている必履修科目の学習をすることができない「学習権の問題」という本質的な不利益が生じていることを指摘した。また、必履修科目未履修の一つの事例である「未履修問題」では、高等学校や教育委員会などに責任の所在が押し当てられている一方で、その責任が誰に対する責任なのか（それはもちろん学習者であるのだが）は十分に検討されていないことを明らかにした。

第3章では課題2に取り組んだ。対象となった新聞記事の数は445件であった。そのうち、「受験重視のカリキュラム」を問題として指摘する新聞記事が最も多く、その数は84件であった。また、「学習権の問題」を問題として指摘する新聞記事の数は僅か7件に留まった。その中には、「……（必修科目を）習得する機会を与えられないまま卒業させられてしまった生徒は、一人前の高校生として成長する権利を奪われた……」と指摘する投書欄の新聞記事から、「結果的に、生徒から他の（受験科目以外の）科目を学ぶ機会を奪った」と一文で簡単に触れる社説欄の新聞記事まで存在した。

第4章では、必履修科目未履修の一つの事例である「未履修問題」を扱う新聞記事では学習者の本質的な不利益である「学習権の問題」は注目されていないことや、責任の所在が検討される一方でその責任が学習者に対する責任であるということが注目されていないことから、学習者の本質的な不利益は注目されていないと結論した。学習者の本質的な不利益が注目されていないままでは、学習者の学習権を保障するという教育制度の主たる目的を達成するには至らない。教育学における学習権の研究の蓄積を生かし、必履修科目未履修とは何かを「学習権の問題」という視点から研究することを今後の課題とした。

#### 主要参考文献

- ・ 佐々木幸寿(2007)「高等学校における教育課程編成上の問題に関する一考察—2006年の地歴科を中心とした高校必修科目の未履修問題を素材として—」上越教育経営研究会[編]『教育経営研究』13, 上越教育経営研究会, pp.57-70.
- ・ 笹谷泰(2007)『『高校必修科目未履修』の特報 『学ぶ』こと考えるきっかけに』日本新聞協会[編]『新聞研究』675, 日本新聞協会, pp.12-15.

松原 悠（筑波大学人間学群教育学類 4年）